不動産鑑定業者に対する監督処分の基準

1 趣旨

この基準は、不動産鑑定業者による違反行為等(不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号。以下「法」という。)第41条の規定による監督処分の対象となる行為をいう。以下同じ。)について、知事が、法第41条の規定による監督処分をする場合の基準を定めるものである。

2 法第41条第1号の規定による監督処分

法第41条第1号に規定する違反行為をした不動産鑑定業者に対しては、原則として業務停止処分とすることとし、業務停止期間については、別表に掲げるとおりとする。ただし、同条の規定による業務停止処分に違反して、業務を営んだ場合は、登録消除処分とする。この場合において、(1)又は(2)に掲げる加重事由又は軽減事由に該当するときは、業務停止期間については、別表の監督処分の内容の欄に定める監督処分の内容に、別表の加重又は軽減の範囲の欄に定める加重又は軽減の範囲内において、加重又は軽減をしてその処分を定めることとする。

(1) 監督処分の加重事由

- ア 違反行為の態様が、暴力的行為又は詐欺的行為によるなど、特に悪質である 場合
- イ 違反行為による違反状態が長期にわたっている場合
- ウ 違反行為が及ぼす社会的影響が大きい場合
- エ その他監督処分を加重すべきと認められる事由がある場合
- (2) 監督処分の軽減事由
 - ア 違反行為を行うにつき、やむを得ない事情があると認められる場合
 - イ 違反行為の内容が軽微であり、情状を酌むべき場合
 - ウ その他監督処分を軽減すべきと認められる事由がある場合

3 法第41条第2号の規定による監督処分

(1) 基本的な考え方

不動産鑑定士が法第40条の規定による処分を受けた場合において、その不動産 鑑定業者の責めに帰すべき理由があるときは、当該不動産鑑定業者に対して法第 41条第2号に基づき監督処分をすることができる。

監督処分の内容は、不動産鑑定士による不当な鑑定評価等又は鑑定士違反行為に対する不動産鑑定業者の関与の内容、不動産鑑定業者の業務の適正な運営を確保するために必要な体制及び運営方法、不動産鑑定業の信頼性を損ねた程度、不動産鑑定士が受けた懲戒処分の内容等を総合的に勘案して定めるものとする。

(2) 監督処分の内容の決定

- ア 法第 41 条第 2 号の規定による監督処分は、原則として、業務停止処分とし、 業務停止の期間は、1 月から 1 年までの範囲内で月を単位として定めることと する。
- イ 不動産鑑定業者の責めに帰すべき理由が重大であると認められる場合には、

当該不動産鑑定業者の登録消除処分をすることができ、軽微であると認められる場合には、戒告処分とすることができる。

4 複数の違反行為等に対し一の監督処分をしようとする場合

2及び3の規定により監督処分とすべき複数の違反行為等に対し一の監督処分をしようとする場合においては、次の表の事項の欄に掲げる事項ごとに内容の欄に掲げる内容の規定に基づき、監督処分の内容を定めることとする。ただし、登録消除処分とすべき違反行為等が含まれる場合には、登録消除処分とする。

事項	内容
業務停止処分とすべき違	次のア又はイのいずれか短い期間(期間の上限は1年と
反行為等が含まれている	する。)の業務停止処分とする。
とき	ア 2及び3の規定に基づき定めた業務停止期間のうち
	最も長期であるものに、2分の3を乗じて得た月数(1
	月に満たない端数があるときは、これを切り捨てるも
	のとする)
	イ 2及び3の規定に基づき定めた業務停止期間を合計
	して得た月数
違反行為等のいずれもが	戒告処分又は3月までの範囲内で月を単位として定める
戒告処分とすべきもので	期間の業務停止処分とする。
あるとき	

5 過去に監督処分を受けていた場合

監督処分の対象である違反行為等のあった日(複数の違反行為等に対し一の監督処分をしようとする場合にあっては、当該複数の違反行為等のうち最も早期に発生した違反行為等のあった日)前5年間に、不動産鑑定業者が監督処分を受けていたときは、2から4までの規定により定めた監督処分の内容が戒告処分の場合には1月から3月までの範囲内の業務停止処分に加重することができ、2から4までの規定により定めた監督処分の内容が業務停止処分の場合は2から4までの規定により定めた月数に2分の3を乗じて得た月数(上限は1年とする。)に加重することができる(1月に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする)。

6 監督処分の対象地域

監督処分は、地域を限定せずに行うものとする。ただし、業務停止処分をしようとする場合において、業務停止処分の対象となる違反行為等が不動産鑑定業者の一部の事務所で行われた場合等、地域を限定できる事情があるときは、地域を限定した業務停止処分をすることができる。

7 業務停止を開始すべき時期

不動産鑑定業者に対する業務停止処分をしようとする場合には、直ちに業務を停止させなければ関係者に新たな損害が発生するおそれが大であるとき、その他直ちに業務を停止させることが必要な特段の事情がある場合を除き、原則として、業務停止書の交付

の日から起算して2週間を経過した日を、業務停止の開始日として指定することとする。 ただし、関係者への連絡その他の不動産鑑定業者による業務停止に向けた準備行為に 2週間以上要すると見込まれる場合には、業務停止書の交付日から業務停止の開始日ま での期間について、2週間以上とすることを妨げない。

8 処分結果の公表

不動産鑑定業者に対する監督処分をしたときは、法第 44 条の規定に基づき岩手県報 に公告するとともに、次の(1)から(3)までに掲げる事項について、岩手県のウェブサイトに掲載する。また、必要に応じて国土交通省にウェブサイトへの掲載を依頼するものとする。

- (1) 当該監督処分をした日
- (2) 当該監督処分を受けた不動産鑑定業者の名称又は商号、主たる事務所の所在地、 代表者の氏名及び登録番号
- (3) 当該監督処分の内容及び理由

9 不動産鑑定業者に対する注意喚起等

不動産鑑定業者に対する監督処分をした場合において、不動産鑑定業の信頼性の向上を図る必要があると認められるときは、岩手県の不動産鑑定業者登録簿に登録された不動産鑑定業者に対し、注意喚起及び情報提供等を行う。

10 監督処分の対象となる違反行為等

監督処分は、原則として、当該監督処分をしようとする日前5年間に不動産鑑定業者が行った違反行為等に対して行うこととする。

11 施行期日

この基準は、平成26年7月30日から施行する。

(別表) 法第41条第1号に規定する違反行為に対する業務停止期間(2関係)

違り	豆 行 為 の 概 要	監督処分の内容	加重又は軽減の範囲
登録換えの申請義務	法第26条の規定に違反して、登録換え	 1月の業務停止	戒告から3月の業務
違反	の申請をしなかった場合	1月の耒務停止	停止まで
変更の登録の申請義	法第27条の規定に違反して、変更の登	1月の業務停止	戒告から3月の業務
務違反	録の申請をしなかった場合		停止まで
書類の提出義務違反	法第28条の規定に違反して、書類の提	 1月の業務停止	戒告から3月の業務
	出をしなかった場合	1万の未伤で止	停止まで
専任の不動産鑑定士 設置義務違反	事務所について専任の不動産鑑定士を		戒告から3月の業務 停止まで
	欠くに至った場合において、法第35条		
	第2項の規定に違反して、2週間以内	1月の業務停止	
	にすべての事務所に専任の不動産鑑定		
	士が置かれている状態になるよう必要		
	な措置をとらなかった場合		
不動産鑑定士でない 者等に不動産の鑑定 評価等を行わせるこ	法第36条第2項の規定に違反して、そ	6月の業務停止	3月の業務停止から 1年の業務停止まで
	の業務に関し不動産鑑定士でない者を		
	して不動産の鑑定評価を行わせた場合		
	及び法第 40 条第1項又は第2項の規		
との禁止違反	定により業務禁止処分を受けた不動産		
_ ,,, ,_,,	鑑定士に鑑定評価等業務を行わせた場		
	合		
秘密を守る義務違反	法第38条の規定に違反して、業務上取		 1月の業務停止から
	り扱ったことについて知り得た秘密を	3月の業務停止	6月の業務停止まで
	他に漏らした場合		
鑑定評価書の交付義 務違反	法第39条第1項の規定に違反して、依		1月の業務停止から
	頼者に鑑定評価書を交付しなかった場	3月の業務停止	6月の業務停止まで
	合 法数00.8 数1.55.0 相应以来已上去。注		
	法第39条第1項の規定に違反して、法	1月の業務停止	戒告から3月の業務 停止まで
	令に定める事項を記載した鑑定評価書 を交付しなかった場合		
	法第39条第2項の規定に違反して、業		
	務に従事する不動産鑑定士に署名押印	1月の業務停止	戒告から3月の業務 停止まで
	させた鑑定評価書を交付しなかった場		
書類の保存義務違反	1 法第 39 条第 3 項の規定に違反して、鑑	1月の業務停止	戒告から3月の業務 停止まで
	定評価書の写しその他の書類を保存し		
	なかった場合		
業務停止処分違反	法第 41 条の規定による業務停止処分	登録消除	なし
	に違反して、業務を営んだ場合		
報告等義務違反	法第 45 条第1項の規定に基づき報告		
	を求められた場合において報告をせ	 3月の業務停止	1月の業務停止から
	ず、又は虚偽の報告をした場合		6月の業務停止まで
立入検査の拒否等	法第 45 条第1項の規定に基づく立入	0 II	1月の業務停止から
	検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合	3月の業務停止	6月の業務停止まで